

福岡広域都市計画 地区計画の変更（新宮町決定）

都市計画地区計画を次のように変更する。

名 称		ユウス 夜臼地区地区計画
位 置		新宮町新宮東二丁目の一部、夜臼二丁目の一部
面 積		約3.0ha
地区計画の 目 標		本地区の一部は、都市計画道路3・3・3-2 湊・三代線の高架部分であること、またJR鹿児島本線に近接していることを考慮し、当該道路整備と併せて、その沿道地域の特性にふさわしい工業の利便の維持増進を図る。
区域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	土地利用の 方 針	土地の高度利用を推進し、併せて後背地の住居環境が保全されるよう誘導する。
	地区施設の 整備方針	町道（幅員9m）を適正に配置し、整備する。
	建築物等の 整備方針	軽工業の利便増進を図るため、建築物等の用途の制限等を定める。

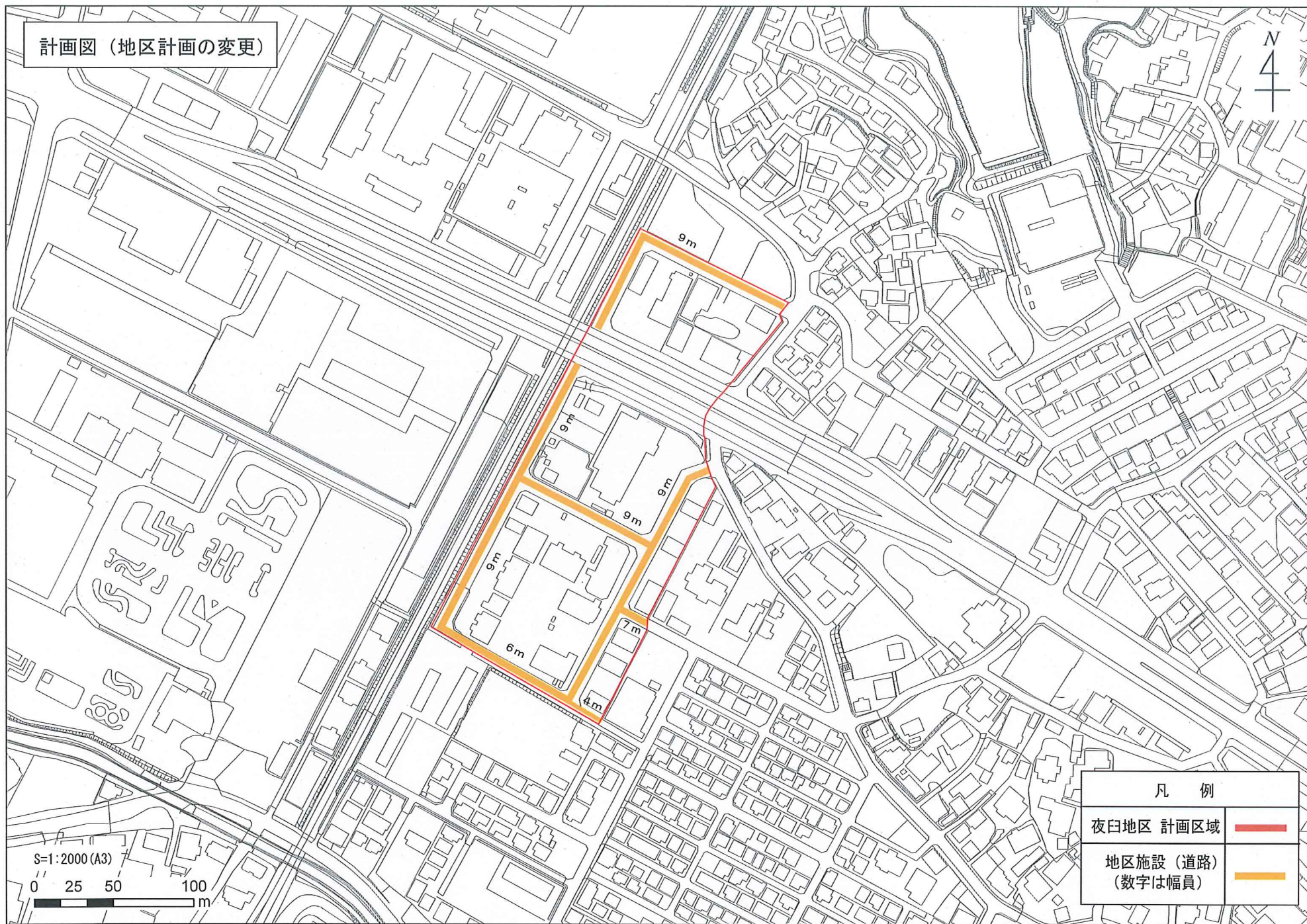
地区 整 備 計 画	地区施設の配置 及び規模		道 路	幅員 9.0m 延長 約580m 幅員 7.5m 延長 約 20m 幅員 6.0m 延長 約100m 幅員 4.0m 延長 約 20m
	建築物等 の 用途の制限	建築物等 に 関 する 事 項	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法別表第2（る）項に該当するもの 2 ホテル又は旅館 3 ゴルフ練習場、バッティング練習場等その他これらに類するもの 4 カラオケボックスその他これらに類するもの 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場又は勝馬投票券発売所・場外車券売場等 6 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 7 キャバレー等その他これらに類するもの 8 老人ホーム、老人福祉センター、福祉ホーム又は児童厚生施設等 9 建築基準法施行令第130条の7に該当する規模の畜舎 10 自動車修理工場等その他これらに類するもの 11 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理施設 12 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造施設	
			建築物等の 形態又は 意匠の制限	
			垣又は柵の 構造の制限	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

建築基準法及び同法施行令の改正に伴い、所要の既定整理を行うとともに、住居表示等地区計画の表記を統一するため、本案のとおり地区計画を変更するものです。

計画図（地区計画の変更）



S=1:2000 (A3)

0 25 50 100 m

凡 例

夜臼地区 計画区域



地区施設（道路）
（数字は幅員）



【境界図(地区計画の変更)】(参考図書)

N
4
+

道路界

地番界

地番界

凡 例

夜臼地区 計画区域



S=1:2000 (A3)

0 25 50 100 m

